

4 消費課税

1 国外事業者に係る消費税の課税の適正化

(1) 事業者免税点制度の特例の見直し(大綱 P. 94~95)

- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定が行われます。
- ③ 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか、上記②と同様の措置が講じられます。

適用期日等：令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

(2) 簡易課税制度等の見直し(大綱 P. 95)

その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととされます。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とされます。

適用期日等：令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

2 その他

(1) 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の見直し(大綱 P. 99)

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合が加えられます。

適用期日等：令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(大綱 P. 100)

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされます。

適用期日等：令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

(3) 自動販売機特例の見直し(大綱 P. 101)

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービスマシンによる課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限ります。)については、帳簿への住所等の記載が不要とされます。

(注) 上記の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとされます。

(4) 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置
(大綱 P.101)

簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8)を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しが行われます。